

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 12 月 18 日  
独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職理事 佐野 郁夫

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

「地球環境基金便り第38号」の印刷製本・発送業務

#### (2) 仕様等

仕様書のとおり

#### (3) 期間

契約締結の日～平成27年3月20日

#### (4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課

#### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

#### (6) 提出書類等

- ① 入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から上記に係る消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 競争入札に参加することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第4条(以下「取扱細則」という。)に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条(別紙参考)の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など(別紙参考)

#### (2) 国の統一資格審査において、平成25・26・27年度競争契約参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」の「その他の印刷類」において、平成27年1月14日(入札日の前日)までに「A」「B」「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

- (3) 上記(2)の資格を有する者のうち、「資格審査結果通知書」の写しを平成27年1月14日(入札日の前日)までに提出すること。(FAX可)
- (4) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課

e-mail : c-kikinkanri@erca.go.jp

電話 : 044-520-9606

FAX : 044-520-2190

#### (2) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成27年1月14日(水)の17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(但し、12時00分～13時00分は除く)とする。

なお、電子メールによる入札説明書の交付を受けようとする時は、平成27年1月9日(金)の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【入札説明書希望】「地球環境基金便り第38号」の印刷製本・発送業務

本文 :①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX 番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

メールを送受信する環境が無い場合には、平成27年1月8日(木)までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(但し、12時00分～13時00分は除く)に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。後日、機構からFAXもしくは郵送で入札説明書一式を交付する。

### 4. 競争執行の日時及び場所

#### (1) 郵送による入札書の受領期限

平成27年1月14日(水) 12時00分

#### (2) 入札

平成27年1月15日(木) 13時30分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー  
独立行政法人環境再生保全機構 8階 第3会議室

(3) 開札

入札終了後直ちに開札する。

5. その他

(1) 入札保証金に関する事項

免除する。

(1) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 詳細は入札説明書による。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

## ②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名及び当構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## ③当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時時点で在職している当機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## ④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月に締結した契約については原則93日以内)

## (3)「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(抄)

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させることができない者)

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって  
工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

# 仕 様 書

業務名：「地球環境基金便り第 38 号」の印刷製本・発送業務（エコメール加工作業を含む）

## 1. 印刷製本業務

### (1) 業務内容

- ① 「地球環境基金便り第 38 号」本体の印刷製本：35,000 部  
A4 判 16 頁（表紙・裏表紙を含む）・両面カラー印刷・中綴じ製本。  
（版下データ形式）Adobe InDesign CS5（作業マシン：windows XP）  
※PDF 入稿（完全データ）  
（紙質）【表紙・裏表紙】コート再生紙 A 判：86.5kg（菊判：93.5kg）  
【本文】コート再生紙 A 判：57.5kg（菊判：62.5kg）
- ② 払込取扱票、アンケートはがきの印刷作成（レイアウト作業を含む）：35,000 枚  
原稿は当基金より提供。  
単色両面印刷、本体 p 14・15（見開きページ）下にミシン目入りの糊付け。  
（紙質）【払込取扱票】上質再生紙 四六判：70kg  
【アンケートはがき】上質再生紙 四六判：135kg
- ③ 送付状の印刷：8,060 枚  
送付状 a（6,544 枚）、送付状 b、c（1,516 枚）ともに A4 単色片面印刷。  
いずれも再生紙を使用する。

### (2) 業務実施条件

- ① 用紙について  
「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた用紙を使用する。（リサイクル適性 A ランク該当）  
※【参考】グリーン購入について（環境省ホームページ）  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/>
- ② インキについて  
前①と同様にグリーン購入法に基づき、植物由来の油を含有したインクを使用する。
- ③ 校正について
  - ・基金便り本体は、色校正（本紙校正）を 2 回行う。（最終校正については、当基金と基金便りの制作委託先である広告社株式会社で行う。）
  - ・アンケートはがきは本紙校正を、払込取扱票・送付状は、文字校正をそれぞれ 1 回行う。

## 2. 発送業務

### (1) 業務内容

- ①送付状及び地球環境基金便りの封入・梱包
- ②発送（発送先及びその部数内訳は別紙の送付先一覧のとおり）

### (2) 業務実施条件

#### ①発送について

##### 1) 封入・梱包の方法

エコメール加工やその他の梱包等に必要な資材は、次のイ. の場合に使用する角2封筒を除きすべて請負業者が調達すること。

##### ア. 1部の場合

封筒を使用せず、宛名ラベルと封緘テープ（共に再剥離タイプ）を直接冊子に貼り付ける環境に配慮した簡易包装（エコメール※）とする。

##### イ. 3部、10部の場合

当基金が提供する指定の角2封筒を使用する。

##### ウ. 20部、30部の場合

角2封筒（マチ付き）を使用する。

\*封筒裏面に下記を印字

独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

TEL:044-520-9606 FAX:044-520-2190

##### エ. 100部以上の場合

ダンボールを使用する。

200部の場合、100部ごとにクラフト紙で包み紐かけし、1箱200部で梱包する。

##### 2) 送付状の封入方法

別紙の送付先一覧を参照し、a、b、c（宛名入り）のうち該当する送付状を以下のよう封入すること。

##### ア. 1部の場合

基金便りのP2～3の間に差し込む。

##### イ. 2部以上の場合

1梱包につき1枚の送付状を添える。

##### 3) 送付先ラベル等について

##### ア. 1部の場合

再剥離タイプの宛名ラベルを使用する。

※ラベル貼付位置の指定あり。

##### イ. 3部、10部、20部、30部の場合

宛名ラベルを使用するか、封筒へ直接印字する。

##### ウ. 100部以上の場合

宅配業者の発送伝票を使用する。

## ②当基金への納品について

- 1) 100部ごとにクラフト紙で包み紐かけし、1箱200部で梱包。
- 2) 3月2日(月)までに次のように2箇所へ納品する。

①独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部：554部

②当基金外部倉庫：3,500部

〔納品先〕〒279-0032 千葉県浦安市千鳥12-13 (tel.047-390-8511)

八光社梱包運輸株式会社 舞浜物流センター

地球環境基金ご担当者様宛

※備考欄に「地球環境基金便り第38号」○部在中と記載。

- 3) 発送業務完了後の基金便りや角2封筒の残部については、まとめて当基金へ送付する。

## ③その他

- 1) 発送先の電子データについては、個人情報保護のため、漏えい等の無いよう厳重に取り扱うこと。
- 2) 業務実施期間中に宛先不明等で返送された分については、リスト(電子データ)を作成し、発送物を整理の上、まとめて当基金へ送付すること。リストには、配達先区分、住所、返送原因(転居先不明、受取拒否等)について明記すること。
- 3) 本業務実施に当たっては、梱包資材や緩衝材等の使用を必要最低限にとどめるなど、業務全般において、可能な限り環境負荷の低減に資するよう努めること。

## 3. 各業務に共通する実施条件

- (1) 本業務に必要な物品の調達にあたっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要があるため、可能な限り環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行い、別添1の資材確認票、別添2のオフセット印刷工程における環境配慮チェックリスト様式を提出すること。
- (2) 業務実施に当たっては機構担当者と協議を行いその承諾のもとに実施すること。

## 4. データ等の引渡し

以下のデータについて、当基金から1月30日(金)に提供予定

- ・地球環境基金便り本体版下データ
- ・発送先データ
- ・払込取扱票原稿
- ・アンケートはがき原稿
- ・送付状データ(a、b、c)
- ・角2封筒

5. 業務実施期間

契約日～平成 27 年 3 月 20 日（金）

※ただし、印刷製本業務については、3月2日（月）午前までに業務を完了すること。

また、発送業務については3月7日（金）に一斉に発送し、返送分のリストを実施期間内に提出すること。

6. 支払い条件

業務完了後の一括払い

## 資材確認票の様式

御中		作成年月日： 年 月 日			
件名： _____					
資 材 確 認 票					
印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙					
インキ類					
加工	製本加工				
	表面加工				
	その他加工				
その他					
↓					
使用資材		リサイクル適性		判別	
Aランクの資材のみ使用		印刷用の紙にリサイクルできます			
AまたはBランクの資材のみ使用		板紙にリサイクルできます			
CまたはDランクの資材を使用		リサイクルに適さない資材を使用しています			

注 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

## オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式

		作成年月日： 年 月 日
御中		
オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい/いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクル 行っている。
印刷	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	⑥アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい/いいえ	⑦損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル が 80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	⑧窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	⑨損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

「地球環境基金便り第38号」送付先一覧

No.	配布先	件数	送付部数	計	梱包	送付状
1	自治体等	1,626	1	1,626	エコメール	a
2	図書館	1,632	1	1,632		
3	社会貢献企業	353	1	353		
4	JCB等企業	17	1	17		
5	金融機関	10	1	10		
6	新聞社	93	1	93		
7	環境関連学科設置大学(大学)	248	1	248		
8	環境関連専門学校(専門学校)	14	1	14		
9	助成財団	20	1	20		
10	業界団体	19	1	19		
11	地域国際化協会	51	1	51		
12	環境カウンセラー協議会	38	1	38		
13	全国中小企業団体中央会(全中連)	47	1	47		
14	全国商工団体連合会(全商連)	45	1	45		
16	募金箱設置者	377	1	377		
17	広報誌希望者	159	1	159		
18	基金カード会員(UCカード、JFJ、NICOS、三井住友)	156	1	156		
19	基金OB(OB)	21	1	21		
	海外派遣研修生	10	1	10		
	マスコミ(テレビ・ラジオ局・新聞社・出版社)	395	1	395		
	社会貢献企業(日経新聞掲載)	132	1	132		
	助成団体(H26年度採択)	179	1	179		
	寄付者(H23.12~H26.11)	405	1	405		
	エネルギー環境見学施設①	430	1	430		
	<b>送付部数1冊</b>	<b>6,508</b>		<b>6,508</b>		
20	環境省関係機関	28	3	84	角2封筒	a
21	省庁	6	3	18		
22	都立中央図書館	1	3	3		
23	日本NPOセンター	1	3	3		
	<b>送付部数3冊</b>	<b>36</b>		<b>108</b>		
24	NPOセンター	278	10	2,780	角2封筒	b
25	環境学習施設	155	10	1,550		
26	温暖化防止センター	38	10	380		
27	環境省直営ビジターセンター(ビジターセンター)	41	10	410		
	エネルギー環境見学施設②	273	10	2,730		
	(株)東急スポーツオアシス(本社+34店舗)	36	10	360		
	<b>送付部数10冊</b>	<b>821</b>		<b>8,210</b>		
	商工会議所	514	20	10,280	角2封筒 (マチ付き)	b
	<b>送付部数20冊</b>	<b>514</b>		<b>10,280</b>		
28	休暇村	35	30	1,050	角2封筒 (マチ付き)	c(宛名入り)
	国民宿舎	106	30	3,180		
	環境学習拠点施設等	37	30	1,110		
	<b>送付部数30冊</b>	<b>178</b>		<b>5,340</b>		
29	国民公園協会(京都御苑)	1	100	100	ダンボール	c(宛名入り)
	<b>送付部数100冊</b>	<b>1</b>		<b>100</b>		
30,31	国民公園協会(本部:皇居外苑、新宿御苑)	2	200	400	ダンボール	c(宛名入り)
	<b>送付部数200冊</b>	<b>2</b>		<b>400</b>		
	<b>小 計(A 発送分)</b>	<b>8,060</b>		<b>30,946</b>		

※取材先除く

※北海道1件、四国2件、九州4件  
 ※北海道6件、四国9件、九州17件  
 ※北海道2件、九州4件、沖縄1件

【発送分:梱包内訳】

エコメール	6,508件
角2封筒	857件
角2封筒 (マチ付き)	692件
ダンボール	3件
<b>計</b>	<b>8,060件</b>

※当基金および外部倉庫納品分を除く

納品先	件数	納品部数	梱包	送付状
B 当基金	1	554	ダンボール	
C 当基金外部倉庫	1	3,500		

<b>合 計(A+B+C)</b>	<b>8,062</b>		<b>35,000</b>	
-------------------	--------------	--	---------------	--